

令和7年1月

お客様 各位

一般財団法人富山県建築住宅センター

法改正施行日前後の確認申請等受付のお知らせ

平素より当センターの確認申請等業務にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和7年4月の建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正の施行日前後の確認申請受付業務内容について、以下のとおり、提出期限の目安等をお知らせいたします。

なお、期限等は、**新2号建築物**（主要用途：一戸建て住宅）を対象としてお示しいたしております。

今後とも適正、迅速な業務運営を図るなど、サービスの充実に努めてまいりますので、引き続き当センターをご愛顧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

1 3月末までに着工を希望される場合の申請

■紙申請・電子申請共 ※改正法に対応した申請図書等は不要

- ・審査**特例有り**（令第10条**第3号**） **3月7日**（金）まで
- ・審査**特例有り**（令第10条**第4号**）※消防同意 **2月28日**（金）まで

2 4月以降の着工を希望される場合の申請

■紙申請・電子申請共 ※改正法適合の確認できる申請図書等 **4月1日**（火）から

3 省エネ適判の申請

■紙申請・電子申請共 **4月1日**（火）から

4 その他（留意事項等）

◎確認申請から確認済証の交付までには一定の審査期間が必要です。このため、2025年3月末までの着工を予定する場合は、余裕をもって建築確認申請をしてください。

◎上記提出期限の目安については、審査、補正等及び交付までに要する平均的な日数を示していますが、補正等や消防同意に日数を要した場合などは、ご希望に添えない場合がありますので留意してください。

◎2025年4月よりも前に着工予定で建築確認の確認済証を受けた場合でも、実際の工事着手が2025年4月以降となった場合は、完了検査時に省エネ基準への適合確認が必要です。省エネ基準への適合が確認できない場合、検査済証が発行されませんので、一定の余裕をもって省エネ基準適合義務制度に対応してください。

※**新3号建築物**（主要用途：一戸建ての住宅）は、**通常通りの受付**です。